

「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書」の手引き

古川労働基準監督署



1. 事業場（作業場）において実施されている労働災害防止の取組、対策等安全管理状況について、次の事項等についての再点検を実施する。

※管理者のみでの実施ではなく、実際に就労している労働者等の意見等も参考にして共同での点検等実施に努めてください。

【再点検等を実施すべき主な事項】

（緊急連絡体制）

悪天候時や緊急作業時を含め、労働者等に対する連絡事項や作業指示等が、確実な方法、明確な連絡体制等の構築により実施されているか確認すること。

（作業計画・作業手順書）

現行の作業手順書（安全作業マニュアル等）が、現在行われている作業状況等に適切に対応したものであるか、必要な安全対策等が網羅されているか及び、当該作業手順書等が遵守されているか等について確認すること。

（機械等の安全確保）

職場内の基本ルールの遵守状況について総点検を実施すること。特に機械等における清掃、検査、調整時等の運転停止については、清掃等の程度を問わず運転を停止することが法的義務であることを、関係労働者等に周知すること。

（転倒災害防止）

転倒災害を防止するためのこまめな除雪、融雪をはじめ、時間に余裕を持った行動の推奨や防滑靴等の着用等に努めること。

（作業者の安全衛生教育）

安全衛生意識や危険感受性等の向上に資する効果的な安全衛生教育を実施に努めること。（職長・危険有害業務従事者・安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等）

（作業者の安全意識の高揚）

日々の朝礼や危険予知活動、ヒヤリハット活動等、関係者の安全意識の高揚を図ること。

2. 上記1. の再点検等の結果も踏まえた上、別紙1「令和4年古川労働基準監督署長緊急要請による労働災害防止の取組強化のための安全宣言書」を作成する。

※宣言内容は、これまで行ってきたことの重要性を再確認し、過去の宣言や、別添安全宣言例と同じ宣言であっても差し支えありません。

※安全衛生委員会等の場で労働者意見を聴取し、宣言内容は理解し易く行い易い、簡潔なものとするよう努めてください。（別添宣言例参照）

次頁に続く

3. 作成した「安全宣言書」を朝礼場所や、タイムカード設置場所、日報提出場所、休憩所等の労働者がよく目にする箇所に掲示する、労働者全員に配布する等により、周知及び内容について説明を行うとともに、この宣言事項等は徹底して実施する。

※事業場幹部や責任者等のみならず、労働者各人の安全衛生意識の高揚を図ることにより、全社的に「労働災害は絶対に起こさない、起こさせない」といった労働災害防止気運の醸成を図ることが主な目的です。

4. 別紙2「労働災害防止の取組強化のための安全宣言書 取組状況報告」により、宣言内容と掲示等の場所、方法等についてFAX等で加入団体あてに報告する。

【報告先：加入団体へ】

◎公益社団法人
宮城労働基準協会 古川支部
FAX 0229-23-2259

◎公益社団法人
宮城県トラック協会 大崎支部
FAX 0229-23-8099

◎宮城県建設業協会 大崎支部
FAX 0229-24-3745

詳細問合せ先
古川労働基準監督署 安全衛生課
TEL 0229-22-2112 FAX 0229-23-7968

※別紙1, 2の様式は古川労働基準監督署ホームページからも入手できます。「古川労働基準監督署 安全宣言書」で 又は下記URL・右記QRコードから。

【古川労働基準監督署ホームページ】

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/150/153.html>

